

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	36
契約番号	8農振財契第805号
件名	令和8年度トウキョウX SNP検査業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都東京都青梅市新町六丁目7番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
概要	財団の提供する精肉等からDNAの抽出を行い、Axiom Porcine HD Genotyping Array を用いて SNP の検査を行う。 詳細は別紙仕様書のとおり。
契約期間	契約確定の日の翌日から令和9年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年11月6日(金) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年10月16日(金)午前10時から令和8年10月23日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 住所 東京都青梅市新町六丁目7番1号 電話 0428-31-2171

仕 様 書

1. 件 名 令和8年度トウキョウ X SNP 検査業務委託
2. 目 的 トウキョウ X に特異的に固定された SNP を探索し、ブランド価値の向上に資することを目的とする。
3. 契約期間 契約確定の日の翌日から令和9年3月31日まで
4. 履行場所 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
東京都青梅市新町六丁目7番1号
5. 委託内容及び数量
トウキョウ X 等の豚 SNP 検査
 - ア 内容
 - ・受託者は、財団の提供する精肉等から DNA の抽出を行い、Axiom Porcine HD Genotyping Array を用いて SNP の検査を行う。
 - ・登録完了後、検査結果データを提出すること。
 - イ 数量
精肉等 192 検体
6. 受託者の責務
 - (1) 法令順守
受託者は、業務遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
 - (2) 守秘義務
受託者は、業務上知り得た事を第三者に漏らしてはならない。また契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。
このことは、契約期間満了後においても同様とする。
 - (3) 損害賠償
受託者が作業中に故意又は過失等により財団及び第三者に損害を与えた場合は受託者によって賠償の責任を負うものとする。
7. 支払方法
業務完了後に提出される完了届に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

8. 疑義の発生 疑義が発生した時は、財団と協議の上、決定することとする。

9. 税の改正 消費税等の税率については、法制に従うものとする。

10. 防疫に関すること

作業エリア内で防疫等の指示を受けた場合は、職員の指示に従うこと。

11. サイバーセキュリティに関する特記事項

本契約の履行にあたっては、別紙1「サイバーセキュリティに関する特記事項」の事項を遵守すること。

12. 東京都グリーン購入推進方針

本契約の履行において物品の調達にあたっては、別紙2「東京都グリーン購入推進方針」の事項に配慮すること。

13. 暴力団等排除に関する特約条項

別に定めるところによる。

14. その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、次の事項を遵守すること。

①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の定時又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

15. 連絡先

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

サイバーセキュリティに関する特記事項

受託者は、契約書(請書)及び仕様書に定める事項を遵守するとともに、本特記事項に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、電子情報処理委託に係る特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)及び個人情報に関する特記仕様(以下「個人情報特記仕様」という。)が添付される場合は、これらに定める事項も遵守するとともに、本特記事項とこれらの規定が重複し、又は抵触する場合は、特記仕様書及び個人情報特記仕様の規定を優先して適用するものとする。

第1条 本特記事項の遵守

受託者は、本特記事項に定める各条の事項を遵守しなければならない。

第2条 委託業務実施前の対応

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団のサイバーセキュリティポリシーのうち受託者が遵守すべき事項について、財団から説明を受け、これを理解した上で同意書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、再委託を行う場合、再委託先に対しても前項の説明を行い、同意書を取得するとともに、財団の事前承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、財団が提供する情報資産に対し、委託業務に必要な範囲においてのみアクセスを行うものとし、アクセスを許可する情報の種類と範囲及びアクセス方法について、業務着手前に財団の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、サイバーセキュリティインシデントへの対応体制を整備・維持し、その体制(本契約の履行に係るサイバーセキュリティ対策の責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所)を財団に書面で提出しなければならない。また、体制に変更が生じた場合は速やかに財団に届け出なければならない。

第3条 契約上のセキュリティ要件

- (1) 受託者は、委託業務の遂行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置の実施
 - ② 委託業務に従事する者への、個人情報保護及びサイバーセキュリティに関する教育・研修の実施
 - ③ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ④ 業務上知り得た情報の守秘義務(本契約の終了後も同様とする。)
 - ⑤ 再委託に関する制限事項の遵守
(再委託を行う場合は事前に財団の承認を得ること。)
 - ⑥ 委託業務終了時における財団の情報資産の返還及び廃棄

(廃棄の場合は復元不可能な方法で行い、廃棄完了を書面で財団に報告すること。)

- ⑦ 定期報告義務、サイバーセキュリティインシデント発生時の報告及び対応義務
- ⑧ 財団又はサイバーセキュリティ統括責任者による監査・点検・検査への協力義務
- ⑨ サイバーセキュリティに関する要件が遵守されず、インシデントが発生した場合の損害賠償等に関する規定
- ⑩ サイバーセキュリティインシデント発生時に、財団がインシデントの内容及び受託者名等を公表することがあること

第4条 情報システムに関する委託の追加要件

本委託業務に情報システムの構築又は運用・保守が含まれる場合、受託者は第3条に定める事項に加えて、以下の事項を遵守しなければならない。

(共通事項)

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団の情報システムに財団の意図せざる変更が加えられないための対策を講じなければならない。受託者及び再委託先の作業工程を記録・管理し、何が行われたかを財団が事後的に確認できる体制を維持すること。

(情報システムの構築を受託する場合)

- (2) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 仕様書で定めたセキュリティ要件（アクセス制御・ログ取得・暗号化等）の適切な実装
 - ② 納品前におけるセキュリティの観点に基づく試験（脆弱性診断等）の実施及びその結果の財団への報告
 - ③ 開発環境及び開発工程におけるセキュリティ対策の実施並びに工程の記録・管理

(情報システムの運用・保守を受託する場合)

- (3) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件の遵守
 - ② 運用・保守の過程で情報システムに変更が生じた場合（設定変更・バージョンアップ・パッチ適用等を含む。）の、変更内容の財団への速やかな報告

第5条 不正アクセス対策

受託者は、財団の情報システム又は財団が管理するデータへのアクセスを伴う業務を実施する場合、少なくとも以下の攻撃手法を念頭においたセキュリティ対策を講じなければならない。

- ① サービス不能攻撃（DoS/DDoS 攻撃等）
- ② 標的型攻撃（標的型メール等）

- ③ 認証に対する攻撃（パスワードスプレー攻撃、ブルートフォース攻撃、パスワードリスト攻撃等）
- ④ アプリケーションに対する攻撃（SQL インジェクション、XSS、CSRF 等）

第6条 インシデント発生時の対応

- （1）受託者は、本委託業務の遂行に関連してサイバーセキュリティインシデントが発生し、又は発生したおそれがあると認めた場合は、その事態の帰責の有無にかかわらず、直ちに財団に報告し、財団と協議するとともに、被害の拡大防止に必要な措置を速やかに講じなければならない。
- （2）受託者は、インシデントの発生後、事実関係、発生原因及び再発防止策を記載した報告書を財団に提出しなければならない。
- （3）財団は、受託者のインシデント発生に係る対応が不十分と判断した場合、インシデントの内容及び受託者名等を公表することがある。受託者はあらかじめこれに同意するものとする。

第7条 委託業務終了時の対応

- （1）受託者は、委託業務の終了に際して、財団から提供を受けた情報資産（紙媒体・電磁的記録媒体等を含むすべての有形物）を速やかに財団に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
- （2）受託者は、前項の廃棄を行った場合は、廃棄した情報の項目・数量・廃棄方法・廃棄日を記載した消去完了確認書を財団に提出しなければならない。
- （3）受託者は、委託業務終了時において、本特記事項のすべての事項を遵守した旨を書面で財団に報告しなければならない。再委託を行った場合は、再委託先等における遵守状況についても同様に報告すること。

第8条 監査・点検への協力

財団は、本委託業務の遂行に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認するため必要があると認めるときは、受託者の作業場所への立入調査を含む実地調査を実施することができる。受託者は、財団から調査の実施を要求された場合はこれに応じなければならない。再委託先についても同様とする。

第9条 義務違反時の対応

- （1）受託者が本特記事項に定める義務に違反した場合、財団は本委託契約を解除することができる。
- （2）受託者の義務違反によって財団が損害を被った場合、財団は受託者に損害賠償を請求することができる。

第 10 条 違約金

- (1) 受託者が本特記事項に定める義務に違反したことにより財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- (2) 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。
- (3) 個人情報の取扱いに係る義務違反については、個人情報特記仕様が添付される場合は、個人情報に関する特記仕様の定めを優先して適用する。

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

<その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの